

一般社団法人にしのみや観光協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市の観光に関する事業の振興を図ることを目的として設立されている一般社団法人にしのみや観光協会（以下「観光協会」という。）に対して、その運営経費及び事業経費の一部を市が補助することにより、観光協会の安定的な運営と実施事業の充実を図り、もって本市観光行政の発展に寄与することを目的とする。

(補助対象事業、補助対象経費等)

第2条 この補助金の対象となる事業、補助対象経費、補助金の額に関しては、別表に掲げるとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、「補助金等の取扱いに関する規則」（昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）に基づき、交付申請及び実績報告等の手続を行うものとする。

(補助事業の経理)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金規則に基づき、当該補助事業等に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、他の経理と区分して補助事業等の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにするとともに、補助事業等完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、補助金規則の規定によるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 西宮市商工団体補助金等交付要綱（昭和62年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

一般社団法人にしのみや観光協会補助金交付要綱 別表

補助対象事業名	補助事業の対象となる経費	補助金の額
事務局運営事業	事務局運営のために必要な人件費及び事務費	補助対象経費から、会費収入等を控除した額
観光振興事業	次に掲げる事業を実施するために必要な経費 (1) 四季を通じた観光事業 (2) エリアプロモーション事業 (3) 観光情報発信事業 (4) その他、市長が適当と認める観光振興に関する事業	補助対象経費から、参加費、協賛金、県等からの補助金等の収入等を控除した額